

(2) 参考となる規定及び通知等

【運営管理】

① 運営方針 (i) 利用者の人権の擁護、虐待の防止

● 保育所保育指針第1章_1(5) 保育所の社会的責任 ア

保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

● 児童虐待の防止等に関する法律第2条(児童虐待の定義)

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

● 児童虐待の防止等に関する法律第3条(児童に対する虐待の禁止)

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

① 運営方針 (ii) 個人情報の保護、秘密の保持

● 実施要綱 10 秘密保持等

- (1) 認証保育所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 認証保育所は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

● 保育所保育指針第1章_1(5) 保育所の社会的責任 ウ

保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

● 個人情報の保護に関する法律第23条(安全管理措置)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

① 運営方針 (iii) 契約状況

● 実施要綱 3(1)認証保育所A型_才 契約、(2) 認証保育所B型_才 契約

利用者と事業者の間で直接契約を行う。

なお、契約の内容は、認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられることのないものであること。

● 実施要綱 11 契約書等の交付及び情報の開示

設置者においては、利用者等に対して契約時に、契約書及び別に定める重要事項説明書を交付し、説明しなければならない。なお、契約書は2通作成し、双方で保管するものとする。

運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報は、別の定めにより開示しなければならない。

● 実施細目 9 重要事項説明書の交付

利用者と設置者が直接契約をするにあたり、次の事項を記載した重要事項説明書を作成し、利用者に交付しなければならない。

- (1) 認証保育所の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 施設及び設備の概要
- (4) 施設長の氏名
- (5) 給食、健診などのサービス内容
- (6) 施設の運営方針、職員体制
- (7) 保育料（要綱に定める保育料の範囲内であることを明記すること。）、自主事業及び利用料並びに非常災害時の対策
- (8) 利用児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- (9) 嘱託医の氏名、住所及び委託内容
- (10) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

● 児童福祉法第59条の2の4

第59条の2第1項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 二 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 三 その他内閣府令で定める事項

● 児童福祉法施行規則第49条の6

法第59条の2の4第3号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 施設の管理者の氏名
- 三 当該利用者に対して提供するサービスの内容
- 四 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 五 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 六 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

① 運営方針 (iv) 基本的事項の揭示等

● 実施細目 7 基本的事項の揭示

設置者は、次に掲げる事項を、認証保育所内の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令（令和6年第28号）に定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

- (1) 設置者の氏名又は名称及び施設長の氏名
- (2) 認証保育所の名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造

- (4) 認証保育所の開設年月日
- (5) 開所時間
- (6) 提供するサービスの内容及び保育料等並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては、当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- (7) 年齢別の定員
- (8) 保育士その他の職員の配置数
- (9) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- (10) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- (11) 緊急時等における対応方法
- (12) 非常災害対策
- (13) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (14) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

● 児童福祉法第59条の2の2

前条第1項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項について、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

- 一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 二 建物その他の設備の規模及び構造
- 三 その他内閣府令で定める事項

● 児童福祉法施行規則第49条の5

法第59条の2の2の規定による公衆の閲覧は、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

2 法第59条の2の2第3号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 事業を開始した年月日
- 三 開所している時間
- 四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- 五 入所定員
- 六 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 七 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 八 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 九 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十 緊急時等における対応方法
- 十一 非常災害対策
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 施設の設置者について、過去に法第59条第5項の命令を受けたか否かの別

● 実施細目 8 情報の公開

設置者は次の情報を明示しなければならない。

- (1) 運営方針

- (2) 施設概要
- (3) 保育内容
- (4) 保育料
- (5) 年齢別の定員、開所時間、1日のスケジュール、保育目標等
- (6) 毎日の給食を展示するとともに、2週間以上の献立表を作成し、献立表に給与栄養量、素材等を記入する。
- (7) 損益計算書や貸借対照表など財務諸表

① 運営方針 (v) 運営委員会の設置

● 実施要綱 3(1) 認証保育所 A 型_カ 運営委員会の設置

設置者は、利用者等の意見を聴取するなど、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、各施設に運営委員会を設置すること。

運営委員会には、社会福祉事業について知識経験を有する者、当該認証保育所の保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）及び認証保育所設置主体の実務を担当する幹部職員を含むこと。

● 実施細目 3 運営委員会

要綱 3 (1) カにおいて「社会福祉事業について知識経験を有する者」とは、社会福祉に関する教育や研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者及び認証保育所事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者をいう。例えば、認可保育所の幹部職員や公認会計士、税理士、弁護士などは、これに該当する。

なお、運営委員会は定期的開催し、運営委員会を開催した場合は、議事録を作成すること。

● 実施要綱 3(2) 認証保育所 B 型

カ 設置者は、利用者からの意見を聴取する場を設けること。

② 児童の入所状況 (i) 認証定員の遵守

● 実施要綱 3(1) 認証保育所 A 型_ウ 定員

(ア) 定員の原則

- a 20人から120人までとすること。
- b 3歳未満児の定員を総定員の半数以上設定すること。
- c 0歳児の定員を設定すること（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）。
- d 定員設定に当たっては、地域の保育需要を踏まえ当該区市町村と十分協議すること。

(イ) 定員の弾力的運用

(ア) に基づき設定する定員の範囲内で保育することを原則とするが、本要綱に定める設備、面積及び職員配置等の基準を満たしている場合には、定員を超えて保育を行うことができる。ただし、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認証上の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上の場合は、実態に合うように定員の見直しを行うこととする。

● 実施要綱 附則2

3 (1) ウ (ア) bについては、区市町村の求めにより設定する場合は、この限りでない。

● 実施要綱 3 (2) 認証保育所 B 型_ウ 定員

(ア) 定員の原則

- a 6人から29人までとすること。
- b 0歳児の定員を設定すること。（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市

- 町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）。
- (イ) 定員の弾力化
認証保育所A型に準じる。

② 児童の入所状況 (ii) 認証内容の変更

● 実施要綱 13 (2) 重要事項の変更

重要な認証事項を変更しようとする設置者は、別に定める内容変更届を知事に提出すること。

● 実施細目 13 内容変更(届)の手続

認証保育所の建物その他設備の規模構造、所有区分、使用区分、屋外遊戯場、定員等の運営方法又は代表者若しくは施設長を変更しようとする設置者は、東京都認証保育所内容変更届（第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、原則として変更しようとする日の20日前（12により別園を設置する場合は別に定める通知の提出期限）までに知事へ提出すること。

- (1) 建物の規模構造、所有区分、使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）及び屋外遊戯場の変更
 - ア 調査書（第1号様式）
 - イ 区市町村の意見書（区市町村が、当該内容変更が適正であることを確認したことがわかるもの。以下同じ。）
 - ウ 建物・土地の状況（第3号様式）
 - エ 建物の変更前後の案内図、配置図及び平面図（必要に応じ提出のこと。）
 - オ 土地の実測図（変更がある場合のみ）
 - カ 建物・土地の登記事項証明書又は賃貸借契約書等（変更がある場合のみ）
 - キ 別園設置概要（第5号様式の2）（地方裁量型認定こども園の認定を受ける認証保育所で別園を設置している場合）
 - ク その他知事が必要に応じて求める書類
- (2) 定員又は年齢区分の変更

認定こども園の認定を受ける認証保育所においては、短時間利用児の人数を変更した場合にも知事へ届け出ること。

 - ア 調査書（第1号様式）
 - イ 区市町村の意見書
 - ウ 職員の構成（第2号様式）
 - エ 別園設置概要（第5号様式の2）（地方裁量型認定こども園の認定を受ける認証保育所で別園を設置している場合）
 - オ その他知事が必要に応じて求める書類
- (3) 代表者の変更

法人の代表者を変更した場合は、速やかに区市町村に変更内容を通知し、登記後速やかに知事へ届け出ること。

 - ア 調査書（第1号様式）
 - イ 代表者の履歴書（本人の顔写真が貼付されたもの）
 - ウ 登記事項証明書又は登記簿に記載されている事項の概要を記載した書面
 - エ 要綱7（2）イ（イ）aからcまでの要件を満たしている旨の誓約書（要綱7（2）イ（イ）に基づく施設長との兼任を行う場合のみ）
 - オ その他知事が必要に応じて求める書類
- (4) 施設長の変更
 - ア 調査書（第1号様式）

- イ 区市町村の意見書
- ウ 施設長の履歴書の写し（本人の顔写真が貼付されたもの）
- エ 施設長の保育士登録証の写し
- オ 要綱7（2）アに規定する施設長要件を満たすことを証する書面（勤務証明等）
- カ 要綱7（2）イ（イ）aからcまでの要件を満たしている旨の誓約書（要綱7（2）イ（イ）に基づく設置者との兼任を行う場合のみ）
- キ その他知事が必要に応じて求める書類

(5) 保育料

- ア 区市町村の意見書
- イ 改定前後の保育料金表
- ウ 保護者への通知文書等の写し
- エ その他知事が必要に応じて求める書類

なお、保育料の変更にあたっては、変更内容や変更理由等について利用者に対し、変更をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって十分説明を行うとともに周知すること。

(6) 調理業務の委託又は外部搬入委託

- ア 調査書（第1号様式）
- イ 区市町村の意見書
- ウ 調理業務委託契約書又は外部搬入業務委託契約書の写し
- エ その他知事が必要に応じて求める書類

(7) 施設の設置者について、過去に児童福祉法第59条第5項の命令を受けたか否かの別

- ア 調査書（第1号様式）
- イ 設置者が過去に受けた児童福祉法第59条第5項の命令について、内容がわかる書類の写し

(8) (1) から (7) までに掲げるもの以外で運営上の重要事項を変更した場合で、変更した日以前に届け出ることができなかったものは、東京都認証保育所内容変更届（第4号様式）に係る書類を添付の上、変更後1か月以内に知事に提出すること。

● 実施要綱 15 認証書の交付

知事は、13により認証した場合は、「東京都認証保育所認証書」（第3号様式）を交付する。この場合において、設置者は、交付された「東京都認証保育所認証書」を見やすい場所に掲示すること。

● 実施細目 10 東京都認証保育所適合証の交付

要綱 13 により認証を受けた認証保育所においては、設置者は別に定める東京都認証保育所適合証（以下「適合証」という。）を掲示しなければならない。（以下略）

③ 組織管理

● 労働基準法第89条（作成及び届出の義務）

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金（臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項

- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

● 労働基準法第 24 条（賃金の支払）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

● 労働基準法第 36 条（時間外及び休日の労働）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲
 - 二 対象期間（この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、一年間に限るものとする。第四号及び第六項第三号において同じ。）
 - 三 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合
 - 四 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数
 - 五 労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項
- 3 前項第四号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限る。
- 4 前項の限度時間は、1 箇月について 45 時間及び 1 年について 360 時間（第 32 条の 4 第 1 項第 2 号の対象期間として 3 箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあっては、1 箇月について 42 時間及び 1 年について 320 時間）とする。
- 5 第 1 項の協定においては、第 2 項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第 3 項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間（第 2 項第 4 号に関して協定した時間を含め 100 時間未満の範囲内に限る。）並びに 1 年について労働時間を延長して労働させることができる時間（同号に関して協定した時間を含め 720 時間を超えない範囲内に限る。）を定めることができる。この場合において、第 1 項の協定に、併せて第 2 項第 2 号の対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が 1 箇月について 45 時間（第 32 条の 4 第 1 項第 2 号の対象期間として 3 箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあっては、1 箇月について 42 時間）を超えることができる月数（1 年について 6 箇月以内に限る。）を定めなければならない。
- 6 使用者は、第 1 項の協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働

させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

- 一 坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、1 日について労働時間を延長して労働させた時間 2 時間を超えないこと。
- 二 1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 100 時間未満であること。
- 三 対象期間の初日から 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間を超えないこと。

● 労働基準法第 106 条（法令等の周知義務）

使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第 18 条第 2 項、第 24 条第 1 項ただし書、第 32 条の 2 第 1 項、第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 4 第 1 項、第 32 条の 5 第 1 項、第 34 条第 2 項ただし書、第 36 条第 1 項、第 37 条第 3 項、第 38 条の 2 第 2 項、第 38 条の 3 第 1 項並びに第 39 条第 4 項、第 6 項及び第 9 項ただし書に規定する協定並びに第 38 条の 4 第 1 項及び同条第 5 項（第 41 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第 41 条の 2 第 1 項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

④ 職員の状況（i）職員

● 実施要綱 2（2）常勤職員

次のアからウまでの全ての要件を満たす者とする。

- ア 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1 年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）。
- イ 勤務時間が当該認証保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上に限る。）に達しているか、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上であり、常態的に継続して勤務していること。
- ウ 社会保険の被保険者であること。ただし、当該認証保育所が、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項に規定する適用事業所以外の施設であつて、当該事業所に使用される者の 2 分の 1 以上の同意を得ることができず、厚生労働大臣の認可を受けることができない場合は、社会保険の被保険者であることを要しない。

● 実施要綱 7 職員

職員の配置基準等は、次のとおりとする。

（1）保育従事職員配置基準

- ア 保育従事職員は保育士である常勤職員（以下「常勤有資格者」という。）を原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合はこの限りではない。
 - （ア）ウにより算出した保育従事職員数の 6 割以上を常勤有資格者とすること。
 - （イ）設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。
 - （ウ）ウにより算出した保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。
- イ 必要な保育従事職員の員数は、次の数とする。
 - 0 歳児 3 人につき一人以上、1 歳児及び 2 歳児 6 人につき一人以上、3 歳児 15 人につき一人以上、4 歳以上児 25 人につき一人以上とする。
- ウ 総所要保育従事職員の算定方法

児童の定員数及び在籍数（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法に基づく利用定員数。以下、本項ウにおいて同じ。）のそれぞれについて、イに定める利用児童の年齢ごとに対応する保育従事職員数で除して小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数を比較し、いずれが多い方とする。

これを算定式で表すと次のとおりとなる。

$$(0\text{歳児数} \times 1/3) + \{ (1\text{歳児数} + 2\text{歳児数}) \times 1/6 \} + (3\text{歳児数} \times 1/15) + (4\text{歳以上児数} \times 1/25)$$

ただし、在籍数により算定した総所要保育従事職員数が定員数により算定した総所要保育従事職員数に満たない場合には、以下の要件を満たす場合に限り、在籍数により算定することができる。

（ア）定員数により算定した総所要保育従事職員数を配置数する体制を予め整えること

なお、そのうち6割以上は常勤有資格者として常時配置すること。

（イ）利用者から利用申込があった場合に、利用開始希望日に合わせて職員配置の基準を満たした上で、定員数までは保育を提供し、職員不足を理由に保育の提供を断らないこと。

（ウ）毎月の利用者からの申込状況を記録すること。

エ 開所時間中については、現に登園している児童数に対しアからウまでに規定する配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。なお、開所時間中は常勤有資格者一人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならない。

オ 保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。

カ 定員（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園にあっては、子ども・子育て支援法に基づく保育認定こどもに係る利用定員）90人以下の施設にあってはウにより算出された人数に加え、1名以上の保育従事職員を確保しなければならない。なお、当該保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

(2) 施設長

施設長を置くこと。施設長は、次の要件を全て満たす者又は知事が適当と認めた者であること。

ア 保育士であって、以下の施設において、月120時間以上、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した経験があること。

（ア）児童福祉施設

（イ）本要綱に基づく認証保育所

（ウ）保育室運営事業実施要綱（平成21年8月25日付21福保子保第697号 平成23年4月1日廃止）等に基づき都が補助対象として認定した施設

（エ）小規模保育整備促進支援事業実施要綱（平成25年3月29日付24福保子保第2458号）等に基づき都が補助対象として認定した施設並びに児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型

イ 原則として、専任の常勤職員であること。ただし、次に定める場合については兼任を可とする。

（ア）実施事業が認証保育所1園の運営のみである場合、代表者との兼任を可とする。

（イ）実施事業が複数の場合であって以下の要件を満たしている場合、1園に限り代表者との兼任を可とする。

a 当該認証保育所の開設後であること。

b 当該認証保育所の管理運営に支障を来たすことのないようにすること。

c 他の実施事業に支障を来たすことのないよう必要な体制が確保されていること。

(ウ) 定員 20 人未満の施設については、7(1) ウにより算出した保育従事職員との兼任を可とする。

定員 20 人以上の施設については、児童が少数となり、配置が必要な保育従事者の数が 1 名となる朝夕の時間帯（ただし、午前 9 時から午後 6 時までを除く）において、別に定める要件を満たす場合に限り、7（1）ウにより算出した保育従事職員との兼任を可とする。

(3) 調理員及び嘱託医を置くこと。調理員は、定員（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園にあつては、子ども・子育て支援法に基づく保育認定こどもに係る利用定員。以下、本項（3）において同じ。）40人以下の施設においては一人、定員41人以上の施設においては2人以上配置すること。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合及び8に規定する特例による場合は、調理員を置かないことができる。

● 実施要綱 附則

- 1 この要綱は、令和6年4月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 保育従事職員の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の7の規定は、適用しない。この場合において、改正前の7の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

● 児童福祉法第 18 条の 23

保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

④ 職員の状況 (ii) 採用・退職

● 労働基準法第 15 条（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

- 2 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

● 労働基準法施行規則第 5 条

使用者が法第 15 条第 1 項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第 1 号の 2 に掲げる事項については期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第 4 号の 2 から第 11 号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一 労働契約の期間に関する事項

一の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条第 1 項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。）

一の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。）

二 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

三 賃金（退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

四 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

四の二 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

五 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び第 8 条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

六 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

七 安全及び衛生に関する事項

八 職業訓練に関する事項

九 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

十 表彰及び制裁に関する事項

十一 休職に関する事項

2 使用者は、法第 15 条第 1 項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

3 法第 15 条第 1 項後段の厚生労働省令で定める事項は、第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）とする。

4 法第 15 条第 1 項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

● 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 6 条（労働条件に関する文書の交付等）

事業主は、短時間・有期雇用労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間・有期雇用労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定めるもの（次項及び第 14 条第 1 項において「特定事項」という。）を文書の交付その他厚生労働省令で定める方法（次項において「文書の交付等」という。）により明示しなければならない。

2 事業主は、前項の規定に基づき特定事項を明示するときは、労働条件に関する事項のうち特定事項及び労働基準法第 15 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとする。

● 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第 2 条（法第 6 条第 1 項の明示事項及び明示の方法）

法第 6 条第 1 項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。

一 昇給の有無

二 退職手当の有無

三 賞与の有無

四 短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

2 事業主は、法第 6 条第 1 項の規定により短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

3 法第 6 条第 1 項の厚生労働省令で定める方法は、第 1 項各号に掲げる事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを当該短時間・有期雇用労働者が希望した場合における当該方法とする。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

- 二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電子機器（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該短時間・有期雇用労働者が当該電子メール等の記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）

④ 職員の状況 (iii) 社会保険

● 健康保険法第 3 条（定義）

この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一 （略）

二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては 1 月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。）

イ 日々雇い入れられる者

ロ 2 月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの

三～六 （略）

七 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）

八 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）

九 事業所に使用される者であつて、その 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその 1 月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満であること。

ロ 報酬（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 3 項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第 42 条第 1 項の規定の例により算定した額が、8 万 8 千円未満であること。

ハ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校の生徒、同法第 83 条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

● 厚生年金保険法第 9 条（被保険者）

適用事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

● 厚生年金保険法第 12 条（適用除外）

次の各号のいずれかに該当する者は、第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては 1 月を超え、ロに掲げる者にあつては定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。

イ 日々雇い入れられる者

ロ 2月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの

二～五 (略)

● 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いについて（令和4年3月18日健康保険組合理事長あて厚生労働省保健局保険課長通知）

第1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要

1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準

(1) 4分の3基準

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準については、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第12条の規定により、1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上(以下「4分の3基準」という。)である者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う。

(2) 勤務期間要件

被保険者資格の適用除外要件のうち、健康保険法第3条第1項第2号ロ及び厚生年金保険法第12条第1号ロに規定する勤務期間要件について、施行日以後、「2月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」に改正されることから、雇用契約の期間が2か月未満である場合であっても、実態として当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて、当初から被用者保険の適用対象とすることとする。

2 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準

施行日以後、4分の3基準を満たさない者で、次の(1)から(4)までの4つの要件(以下「4要件」という。)を満たすものは、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱うこととする。

(1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

(2) 報酬(最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。)の月額が8万8千円以上であること

(3) 学生でないこと

(4) 以下のいずれかの適用事業所に使用されていること

ア 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。)附則第17条第12項及び第46条第12項に規定する特定適用事業所(以下「特定適用事業所」という。)

イ 特定適用事業所以外の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。)のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った事業所(以下「任意特定適用事業所」という。)

ウ 国又は地方公共団体の適用事業所(注)

(注) 略

3 1年以上継続使用要件の廃止

施行日以後、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準から、「同一の事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること」(1年以上継続使用要件)が撤廃される。

これにより、短時間労働者においても、4分の3基準を満たす者と同様、1(2)で示したとおり、「2月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」であるか否かにより、被保険者への該当性が判定されることとなる。

4 企業規模要件の見直し

施行日以後、特定適用事業所におけるいわゆる企業規模要件については、特定労働者(注)の総

数が常時 500 人を超える企業から、常時 100 人を超える企業に引き下げられることになる。

なお、令和 6 年 10 月 1 日からは、さらに常時 50 人を超える企業にまで拡大されることに留意されたい。

(注)厚生年金保険の被保険者資格を有する者を「特定労働者」として取り扱うこととする。

5 70 歳以上の使用される者の該当基準

厚生年金保険法第 27 条に規定する 70 歳以上の使用される者(以下「70 歳以上の使用される者」という。)は、厚生年金保険の被保険者であった 70 歳以上の者であって、適用事業所に使用され、かつ、同法第 12 条各号に定める者に該当するものでないものとされていることから、70 歳以上の使用される者の該当基準については、上記1から4までの取扱いを準用することとする。

● 雇用保険法第 5 条（適用事業）

この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

● 雇用保険法第 6 条（適用除外）

次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- 一 一週間の所定労働時間が 20 時間未満である者（第 37 条の 5 第 1 項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- 二 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第 42 条に規定する日雇労働者であって第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）
- 三～六 （略）

④ 職員の状況 (iv) 健康管理

● 実施細目 6 (3) 入所児童及び職員の健康診断

イ 職員に対し、採用時及び 1 年に 1 回定期健康診断を行わなければならない。

● 労働安全衛生法第 66 条（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第 66 条の 10 第 1 項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

2～4 （略）

- 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

● 労働安全衛生規則第 43 条（雇入時の健康診断）

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3 月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び 4 千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第 1 項第 3 号において同じ。）の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定

- 六 血色素量及び赤血球数の検査（次条第1項第6号において「貧血検査」という。）
- 七 血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）
- 八 低比重リポ蛋白コレステロール(LDL コレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査（次条第1項第8号において「血中脂質検査」という。）
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（次条第1項第10号において「尿検査」という。）
- 十一 心電図検査

● 労働安全衛生規則第44条（定期健康診断）

事業者は、常時使用する労働者（第45条第1項に規定する労働者を除く。）に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

● 労働安全衛生法第66条の3（健康診断の結果の記録）

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第66条第1項から第4項まで及び第5項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

● 労働安全衛生規則第51条（健康診断結果の記録の作成）

事業者は、第43条、第44条若しくは第45条から第48条までの健康診断若しくは法第66条第4項の規定による指示を受けて行つた健康診断（同条第5項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第43条等の健康診断」という。）又は法第66条の2の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票（様式第五号）を作成して、これを5年間保存しなければならない。

● 労働安全衛生法第12条の2（安全衛生推進者等）

事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除くものとし、第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

● 労働安全衛生規則第12条の2（安全衛生推進者等を選任すべき事業場）

法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。

● 労働安全衛生規則第12条の3（安全衛生推進者等の選任）

法第12条の2の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他法第10条第1項各

号の業務（衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りでない。

● 労働安全衛生規則第 12 条の 4（安全衛生推進者等の氏名の周知）

事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

⑤ 関連帳簿の整備

● 実施要綱 12（4） 施設に備える書類

認証保育所には別紙 2 に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない。

● 労働基準法第 107 条（労働者名簿）

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

- 2 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

● 労働基準法施行規則第 53 条

法第 107 条第 1 項の労働者名簿（様式第 19 号）に記入しなければならない事項は、同条同項 に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 性別
- 二 住所
- 三 従事する業務の種類
- 四 雇入の年月日
- 五 退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）
- 六 死亡の年月日及びその原因

- 2 常時 30 人未満の労働者を使用する事業においては、前項第 3 号に掲げる事項を記入することを要しない。

● 労働基準法第 108 条（賃金台帳）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

● 労働基準法施行規則第 54 条

使用者は、法第 108 条の規定によって、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

- 一 氏名
- 二 性別
- 三 賃金計算期間
- 四 労働日数
- 五 労働時間数
- 六 法第 33 条若しくは法第 36 条第 1 項の規定によって労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後 10 時から午前 5 時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時）までの間に労働させた場合には、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数
- 七 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額
- 八 法第 24 条第 1 項の規定によって賃金の一部を控除した場合には、その額

- 2 前項第6号の労働時間数は当該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基いて算定する労働時間数を以てこれに代えることができる。
- 3 第1項第7号の賃金の種類中に通貨以外のもので支払われる賃金がある場合には、その評価総額を記入しなければならない。
- 4 日々雇い入れられる者（1箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については、第1項第3号は記入するを要しない。
- 5 法第41条各号のいずれかに該当する労働者及び法第41条の2第1項の規定により労働させる労働者については第1項第5号及び第6号は、これを記入することを要しない。

● 労働基準法第109条（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。

※上記の書類の保存期間については、法改正の経過措置により当分の間「3年間」となる。

（参考）労働基準法附則第143条

第109条の規定の適用については、当分の間、同条中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。

● 労働安全衛生法第66条の8の3

事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第1項に規定する者を除く。）の労働時間の状況を把握しなければならない。

● 労働安全衛生規則第52条の7の3

法第66条の8の3の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

- 2 事業者は、前項に規定する方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければならない。

⑥ 建物設備等の管理

● 実施要綱 6 建物、設備の基準

認証保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令、「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年東京都条例第33号）、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年東京都条例第155号）及び関係規程（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、「認証保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき室内化学物質対策を必ず実施し、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

(1) 基準設備・面積等

区 分	要 件	
	認証保育所A型	認証保育所B型
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児1人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上。	0歳児及び1歳児1人当たり2.5平方メートル（内法面積）以上。
保育室又は遊戯室	2歳以上児1人当たり1.98平方メートル（内法面積）以上。	
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等と兼用も可。	
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3平方メートル（児童が実際に遊戯できる面積）以上。保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	
調理室	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されている	

	こと。定員に見合う面積、設備を有すること。
便所・その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便所の数は幼児 20 人につき 1 以上であること。

(2) 基準面積の弾力的運用

(1) のとおり、類型に応じた各区分の基準面積等を有することを原則とするが、認証保育所 A 型において、定員の弾力的運用を行う場合であって、別に定める要件を満たす場合には、年度の途中に限り、3 (1) ウ (イ) の規定にかかわらず、「乳児室又はほふく室」の区分で定める基準面積によらずに保育を行うことができる。

● 実施要綱 13 (2) 重要事項の変更

● 実施細目 13 内容変更（届）の手続

⑦ 災害対策等

● 実施要綱 12 (1) 安全計画の策定等

ア 認証保育所は、児童の安全の確保を図るため、施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

イ 認証保育所は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、アの研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

ウ 認証保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

● 実施要綱 12 (2) 自動車を運行する場合の所在の確認

ア 認証保育所は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

イ 認証保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童に見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

● 実施要綱 12 (3) 業務継続計画の策定等

ア 認証保育所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

イ 認証保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

● 実施細目 6 (5) 防災訓練等

ア 避難・消火訓練を月 1 回以上実施するとともに、地震想定訓練も実施すること。なお、月 1 回以上の避難・消火訓練とは別に、事故発生時に適切な救命処置が可能となるように、救命救急訓練も実施すること。

イ 訓練を実施するにあたっては、実際に火災や地震、重大事故等が発生した場合の時間帯や場所など、様々な状況を想定して行うこと。

ウ 訓練結果の記録を整備すること。

● 「東京都認証保育所事業実施細目の改正内容について（通知）」（令和 2 年 9 月 15 日 2 福保子保第 2567 号）

2 取扱いについて

救命救急訓練の実施の有無については、事故発生時に適切な救命処置が可能となるという観点から、以下のとおり判断する取扱いとします。

①消防署等が実施する救命講習を、過去 3 年以内に受講した保育従事者がいるか。

②関係機関への緊急通報訓練（※）を 1 年に 1 回以上実施しているか。

※関係機関に通報することを想定（実際に通報することまでは求めない）し、施設内で実施。

● 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「認可外保育施設指導監督基準」という。）第 3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、避難消火等の訓練を少なくとも毎月 1 回は実施すること。

● 保育所保育指針第 3 章_3（2）事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

● 消防法第 8 条

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める 2 以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

● 消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項第 1 号(防火管理者を定めなければならない防火対象物等)

3 法第 8 条第 1 項 の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一に掲げる防火対象物（同表（十六の三）項及び（十八）項から（二十）項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ（略）

ロ 別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、ハ及びニ、（九）項イ、（十六）項イ並びに（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）

で、収容人員が 30 人以上のもの

ハ（略）

別表第一

(六)	ハ 次に掲げる防火対象物 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業又は同条第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
-----	--

● 消防法第 8 条の 3

高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

● 消防法第 17 条の 3 の 3

第 17 条第 1 項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

● 消防法施行令第 3 条の 2（防火管理者の責務）

防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

- 2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。
- 3 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

● 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 55 条の 4（自衛消防訓練等）

令別表第一に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の当該防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動（以下「自衛消防活動」という。）を効果的に行うため自衛消防の組織を定め、自衛消防活動に係る訓練（以下「自衛消防訓練」という。）を行うよう努めなければならない。

- 2 令第 1 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 55 条の 3 第 1 項に規定する防火対象物の防火管理者は、防火管理に係る消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、規則で定めるところにより、その実施結果記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 3 統括防火管理者は、全体についての消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、規則で定めるところにより、その実施結果記録を作成し、これを保存しなければならない。

● 保育所保育指針第 3 章_4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

- ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
- イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

- ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、

避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

(3) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

● 水防法第15条の3（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3及び4（略）

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2

前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なくこれを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3及び4（略）

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第2項又は前項の規定より報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

【保育内容】

① 保育の状況 (i) 人権の尊重

● 認可外保育施設指導監督基準 第5(2) 保育従事者の保育姿勢等

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

● 実施細目 6 保育内容等

保育の実施に当たっては、児童の健康及び安全の確保を基本とし、保育内容等については次に定めるもののほか、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて行うこと。

● 保育所保育指針第1章_1(5) 保育所の社会的責任ア

保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

① 保育の状況 (ii) 全体的な計画の作成

● 保育所保育指針第1章_3(1) 全体的な計画の作成

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

① 保育の状況 (iii) 指導計画

● 保育所保育指針第1章_3(2) 指導計画の作成

ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、

個別的な計画を作成すること。

(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。

オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

● 保育所保育指針第1章_3 (3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。

ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

● 「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日子保発第0330第2号)

① 保育の状況 (iv) 保育内容の状況 ア 保育の内容

● 保育所保育指針第1章_1 保育所保育に関する基本原則

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思

考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

① 保育の状況 (iv) 保育内容の状況 イ 虐待等の行為

● 保育所保育指針第1章_1(5) 保育所の社会的責任ア

● 児童虐待の防止等に関する法律第2条

● 認可外保育施設指導監督基準 第5(2) 保育従事者の保育姿勢等ウ

① 保育の状況 (iv) 保育内容の状況 ウ 休息等の状況

● 保育所保育指針第1章_2(2) ア(イ)

- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

① 保育の状況 (iv) 保育内容の状況 エ 記録の状況

● 実施要綱 12(4) 施設に備える書類

● 保育所保育指針第1章_3(3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(エ) 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

① 保育の状況 (iv) 保育内容の状況 オ 保育士の配置

● 実施要綱 7(1) エ

開所時間中は常勤有資格者一人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならない。

① 保育の状況 (iv) 保育内容の状況 カ 休所の状況

● 実施要綱 3(1) オ 契約

利用者と事業者の間の契約の内容は、認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられることのないものであること。

● 実施細目 6(6) 閉所日

認証保育所においては、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を閉所日とすることができる。

① 保育の状況 (iv) 保育内容の状況 キ 保護者との連携状況

● 実施細目 6(1) 保育内容

エ 保護者と密接な連絡をとり、保育方針等につき保護者の理解と協力を得るよう努めること。

● 認可外保育施設指導監督基準 第5(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○ 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

● 保育所保育指針第2章_1(3) エ

(3) 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。

● 保育所保育指針第3章_4災害への備え（2）ウ

災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

● 保育所保育指針第4章_2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援（1）

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

① 保育の状況（iv）保育内容の状況 ケ 小学校との連携

● 保育所保育指針第2章_4（2）

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

② 食事の提供の状況（i）食育計画

● 保育所保育指針第1章_3（1）

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

● 保育所保育指針第3章_2（1）

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

② 食事の提供の状況（ii）食事計画と献立業務の状況

● 実施細目 6（2）給食

ア 給食（主食、副食及び間食）を毎日適切に提供すること。

イ 給食は認証保育所で調理されたもので、できる限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を有するものであること。

ウ 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。

エ 調理は、認証保育所又は設置者があらかじめ作成した献立に従うことを原則とし、献立内容に変更があった場合は、その内容を記録すること。

● 実施細目 8 情報の公開

設置者は次の情報を明示しなければならない。

(6) 毎日の給食を展示するとともに、2週間以上の献立表を作成し、献立表に給与栄養量、素材等を記入する。

● 認可外保育施設指導監督基準 第6 給食

(2) 食事内容等の状況

- ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。
イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

（参考）認証保育所における献立業務について（通知）（平成30年11月22日事務連絡）

② 食事の提供の状況 (iv) 食事の状況

● 実施細目 6(2) 給食

- ア 給食（主食、副食及び間食）を毎日適切に提供すること。

② 食事の提供の状況 (v) 営業の届出(集団給食施設)

● 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第57条

営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

● 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第68条

- ③ 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第六十一条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

● 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（令和2年8月5日薬生食監発0805第3号）

② 食事の提供の状況 (vi) 衛生管理

● 実施細目 6(4) 衛生管理等

- ア 児童の使用する設備又は遊具等については、安全かつ衛生的な管理に努めること。
エ 入所している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については毎月検便を実施するとともに、調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等、綿密な注意を払わなければならない。
オ 調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するた

めに、自主点検を毎日実施すること。

● 労働安全衛生規則第 47 条（給食従業員の検便）

事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。

● 労働安全衛生規則第 51 条（健康診断結果の記録の作成）

③ 健康・安全の状況（i）保健計画

● 保育所保育指針第3章1（2）ア

子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

③ 健康・安全の状況（ii）児童健康診断（iii）健康状態の把握及び保護者との連絡等

● 実施細目 6（1）保育内容

- ア 保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡を含むこと。
- イ 健康状態の観察は、顔ぼう、体温、皮膚の異状の有無等について毎日登退所時に行うこと。
- ウ 個別検査は、清潔、外傷等の異状の有無について毎日退所時に行うこと。
- エ 保護者と密接な連絡をとり、保育方針等につき保護者の理解と協力を得るよう努めること。

● 実施細目 6（3）入所児童及び職員の健康診断

- ア 入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

● 認可外保育施設指導監督基準 第7 健康管理・安全確保

（1）児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

○ 登園時の健康状態の観察

毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。

○ 降園時の健康状態の観察

毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

（2）児童の発育チェック

身体や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

（3）児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

○ 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。

○ 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。

○ 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

③ 健康・安全の状況 (iv) 虐待などへの対応

● 児童虐待の防止等に関する法律第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

● 児童虐待の防止等に関する法律第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

● 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(平成31年3月29日東京都条例第50号)

● 保育所保育指針第3章_1(1)ウ

子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

③ 健康・安全の状況 (v) 疾病等への対応

● 保育所保育指針第3章_1(3)

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

● 認可外保育施設指導監督基準 第7 健康管理・安全確保

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

○ 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(平成30年3月厚生労働省)を参考にすること。[補足:同ガイドラインは、2023(令

和5) 年10月に一部修正されている。]

- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

③ 健康・安全の状況 (vii) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

● 認可外保育施設指導監督基準 第7 健康管理・安全確保

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

- ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

○ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

● 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」（平成30年10月12日30福保子保第3635号）

● 「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」（令和6年2月8日5福祉子保第3004号）

③ 健康・安全の状況 (viii) 児童の安全確保

● 認可外保育施設指導監督基準 第7 健康管理・安全確保

(8) 安全確保

- ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- コ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。
- サ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- シ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にするこ
と。

- 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
 - ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
 - ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
 - ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。
- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

● 保育所保育指針第3章_3（2）

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

● 「教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について」（令和6年1月25日付こども家庭庁等事務連絡）

● 「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日付厚生労働省等事務連絡）

● 「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和7年6月3日付こども家庭庁等事務連絡）

● 「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（令和7年3月12日付こども家庭庁等事務連絡）

● 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（内閣府）

● 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和6年3月22日付こ成安第37号・5教参学第40号）

● 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付こ成安第44号、6教参学第51号）

● 「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」（令和6年3月28日付5福祉子保第4008号）

【会計経理】

① 保育料収入

● 実施要綱 4 保育料

保育料は設置者が自由に設定できることとする。ただし、3 (1) イ及び (2) イに規定する補助対象児童にあっては、月 220 時間以下の利用をした場合の月額は、3 歳未満児の場合 80, 000 円 (区市町村が認める場合は 104, 000 円)、3 歳以上児の場合 77, 000 円 (区市町村が認める場合は 101, 000 円) を超えない料金設定とすること。(幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。)

なお、保育料の月額には、基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費 (12 分の 1 の額) 及びこれらに係る消費税相当分を含むものとする。ただし、長時間保育を行う際に提供する 2 食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含まないものとする。

● 実施要綱 11 契約書等の交付及び情報の開示

設置者においては、利用者等に対して契約時に、契約書及び別に定める重要事項説明書を交付し、説明しなければならない。なお、契約書は 2 通作成し、双方で保管するものとする。

運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報は、別の定めにより開示しなければならない。

● 実施細目 9 重要事項説明書の交付

利用者と設置者が直接契約をするに当たり、次の事項を記載した重要事項説明書を作成し、利用者に交付しなければならない。

- (7) 保育料 (要綱に定める保育料の範囲内であることを明記すること。)、自主事業及び利用料並びに非常災害時の対策

● 実施細目 8 情報の公開

設置者は次の情報を明示しなければならない。

- (4) 保育料
- (7) 損益計算書や貸借対照表など財務諸表

● 実施要綱 5 設置者の要件

- (1) 認証保育所を経営するために必要な、別に定める経済的基盤があること。
- (2) 本事業を継続的に健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (4) 財務内容が適正であること。
- (5) 認証保育所を新たに設置する場合は、別に定める欠格事由に該当しないこと。

● 実施細目 4 設置者の要件

- (1) 要綱 5 (1) において「経済的基盤がある」とは、A 型については次のア及びイの要件をいずれも満たすこと、B 型についてはイの要件を満たすことをいうこと。

ア 保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を持っていること。ただし、次のいずれも満たす場合には、不動産の貸与を受けて設置する場合を所有権を持っているとみなして差し支えない。

(ア) 賃借料の財源について、既存事業からの継続的財源確保等、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(イ) (ア) の財源とは別途、当面の支払に充てるための 1 年間の賃借料 (別園を設置する場合は、本園と別園のそれぞれの賃借料を合算したもの) に相当する額を、安全性があり、かつ、

換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

イ 認証保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(3) 要綱 5 (4) において「財務内容が適正であること」とあるが、これは、認証保育所を經營する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容について、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、少なくとも「財務内容が適正である」には当たらないこと。

ア 直近 3 年間の会計期間において、3 年間連続して損失を計上している。

イ 直近 2 年間の会計期間において、いずれかの年度が債務超過になっている。

② 徴収簿等

● 実施要綱 12 施設に備える書類

認証保育所には別紙 2 に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない。

③ 領収書

● 民法第 486 条（受取証書の交付請求）

弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。

④ 現金管理

● 実施要綱 12 施設に備える書類

認証保育所には別紙 2 に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない。